

第2期久留米市中心市街地活性化基本計画(案) (概要版)



平成25年9月
福岡県久留米市



久留米市イメージ
キャラクター

パブリック・コメント（意見募集）

本市では、平成20年3月に久留米市中心市街地活性化基本計画（以下、「第1期基本計画」という。）を策定し、中心市街地の活性化に向けて様々な事業を進めてきました。しかしながら、目標指標である「サービス・飲食業のシェア」や「居住人口」については、改善が図られていますが、「休日歩行者通行量」等の目標達成が厳しいなど、課題が残されています。

そのため、引き続き中心市街地の活性化に向けた取り組みが必要となります。

今回策定する第2期久留米市中心市街地活性化基本計画（以下、「第2期基本計画」という。）は、第1期基本計画の検証や市民ニーズ、社会的な動向などを踏まえるとともに、第2期基本計画期間内での開業を予定している総合都市プラザを核に生み出される新たな価値を加えることによって、さらなる中心市街地の活性化を目指すために、久留米市及び関係機関、商業者等が実施する具体的な基本方針や事業の方向性を位置づけた実施計画としてとりまとめたものです。

つきましては、第2期基本計画（案）の概要を公表し、市民の皆様からのご意見を募集します。

第2期久留米市中心市街地活性化基本計画（案）

目次	2
第1章 基本方針	3
第2章 区域	12
第3章 目標指標と数値目標の設定	13
第4章 市街地の整備改善のための事業	18
第5章 都市福利施設を整備する事業	18
第6章 街なか居住を促進する事業	18
第7章 商業の活性化のための事業	19
第8章 公共交通の利用促進等の事業	19
◇事業の実施箇所	20
第9章 事業の推進体制	21

【参考データ】 中心市街地の現状

(1) 人口の推移	22
(2) 世帯数の推移	22
(3) 人口密度の推移	23
(4) 高齢者人口と高齢者人口割合の推移	23
(5) 年少者人口と年少者人口割合の推移	24
(6) 店舗数の推移	24
(7) 売場面積の推移	25
(8) 年間販売額の推移	25
(9) 従業者数の推移	26
(10) 空き店舗の推移	26

(表紙の写真：大学・NPO 連携事業「くるめ日曜市の会」)

第1章 基本方針

(社会的背景)

少子高齢化、人口減少の加速度的な進行、深刻化する地球温暖化問題、厳しい財政状況など、我が国は大きな転換期を迎えています。

これまでの大量生産大量消費型社会、郊外への拡大拡散型の都市づくりでは、将来にわたりまちを維持していくことは困難であり、持続可能なまちを実現していくためには、循環型社会や都市機能集約型都市づくりへ舵を切らなければなりません。

本市においても、『コンパクトな都市づくりの推進』、『低炭素社会の実現』、『コミュニティの再生』、『次世代を担う人材の育成』などの視点に基づき、持続可能なまちづくりに取り組んでいく必要があります。



図 久留米市の都市イメージ

(久留米市中心市街地の現状)

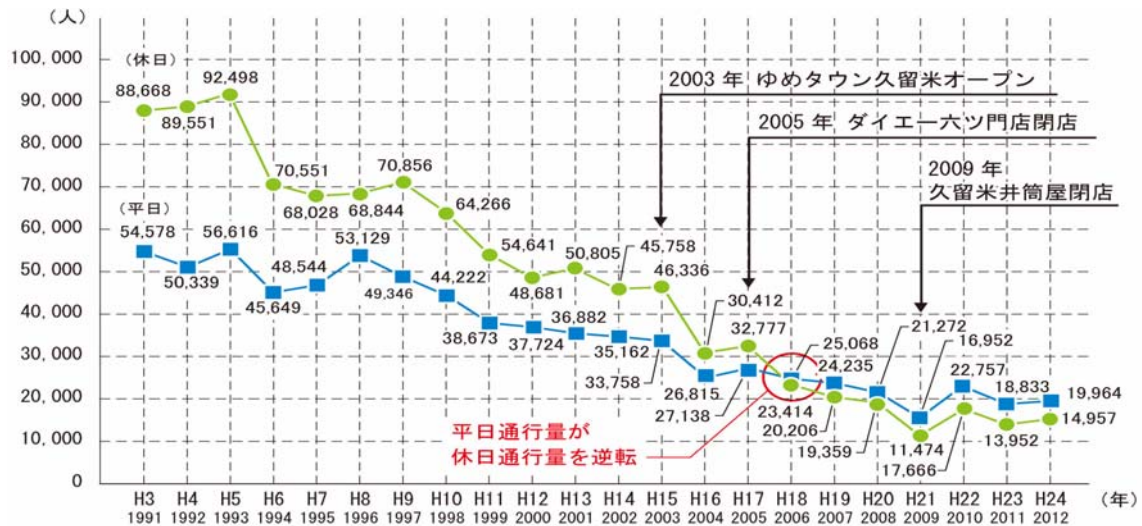
久留米市の中心市街地は、JR久留米駅から市役所・商工会議所までの昭和通り、西鉄久留米駅から六ツ門までの業務機能が集積する明治通り、その間を結ぶ三本松通りを骨格としたエリアで構成されています。

JR久留米駅東口近辺には、衣料をはじめとする卸売業が集積する問屋街、約700の飲食店が集積する文化街が立地しています。一方、西鉄久留米駅から六ツ門までの延長約800mのアーケード街とその周辺には、多くの商業店舗が集積し、中心商店街を形成しており、明治通りには金融機関をはじめとする業務施設が集積しています。

昭和50年代までは、西鉄久留米駅周辺地区から六ツ門地区にかけて中心部の商業集積は、久留米広域商圈の拠点としてリードしてきましたが、平成以降、周辺市町への大型店の相次ぐ出店、福岡市天神および博多地区の商業集積の高まりや、ダイエー六ツ門店および久留米井筒屋の閉店などにより、広域圏内での求心性が著しく低下しました。

こうした状況を打開するため、平成20年に、内閣総理大臣から第1期久留米市中心市街地活性化基本計画の認定を受け、「賑わいの創出」「多様なサービスの提供」「定住の促進」を目標に、民と公が連携し様々な活性化の取り組みを進めています。

中心市街地の歩行者通行量の推移（主要5地点）



調査地 24 地点のうち的主要5地点計
久留米商工会議所調べ

(第1期基本計画の取り組み)

- 〈計画期間〉 平成20年5月～平成26年3月（5年11ヶ月）
 〈区域面積〉 153ha（JR久留米駅～西鉄久留米駅）
 〈基本コンセプト〉『人に優しいスローライフが輝く街』
 〈基本方針〉 1. 市民活動が活発に行われる街づくり
 2. 高齢者や子育て世代が安心して住みやすい街づくり
 〈活性化の目標〉 1. 市民活動による賑わいのある街（賑わいの創出）
 2. 多様なサービスが受けられる利便性の高い街
 （多様なサービスの提供）
 3. 便利な生活環境のもとで住み続けたい街
 （定住の促進）

〈成果指標〉

活性化の目標	目標指標	現状数値	数値目標	達成状況
賑わいの創出	休日歩行者通行量	20,206人 (H19)	27,000人 (H25)	14,957人 (H24)
多様なサービスの提供	空き店舗率	21.3% (H19)	15% (H25)	19.9% (H24)
	サービス・飲食業のシェア	33.8% (H19)	40% (H25)	43.0% (H24)
定住の促進	居住人口	12,735人 (H19)	14,500人 (H25)	14,786人 (H24)

〈事業実施状況〉

全45事業

	ソフト事業	ハード事業	計
完了	3	11	14
実施中	24	6	30
未着手	0	1*	1
計	27	18	45

* 新世界地区（第二期工区）

〈主な事業〉

- JR久留米駅周辺整備事業
- JR久留米駅前第一街区市街地再開発事業
- 六ツ門地区暮らし・にぎわい再生事業（くるめりあ六ツ門ビル）
- 新世界地区（第一期工区）優良建築物等整備事業
- 中心市街地商店街空き店舗対策事業
- 街の駅整備事業（一番街プラザ）
- B級グルメの聖地（まち）事業

(中心市街地活性化の課題)

1. 市民活動による賑わいのある街（賑わいの創出）という視点からの課題

① 来街者に向けた商店街の取り組み

地域資源を活かしたイベントが多数開催され、多くの人々が来街されましたが、商業者からの情報発信や顧客獲得の取り組みに十分活かされていないため、日常的な来街者の増加を図るなど賑わいの創出が必要です。

② 冬季及び雨天時の賑わい

主なイベント会場が野外であることから、冬場や雨天時の来街促進が懸案となっています。また、子ども向けイベントなど年間を通じて多世代が参加できる企画が不足しており、日常的な魅力のある賑わいの創出が必要です。

③ 市民活動間の相乗作用

様々な団体やグループが自主的に賑わいづくりのための市民活動を行っています。これらの活動を支援し、相互の連携を図ることで、魅力ある活動により回遊性を高めるなど賑わいの創出が必要です。

2. 多様なサービスが受けられる利便性の高い街（多様なサービスの提供）という視点からの課題

① 市民ニーズに合ったサービス機能

空き店舗率は改善傾向となっていますが、必ずしも消費者から求められる業種構成につながっていません。また、空き店舗対策にあたっては、老朽化などにより活用困難な物件もあり、その対策にも取り組む必要があります。

② 福岡都市圏や郊外大型商業施設を前提とした独自の特徴・強み

街なかの魅力を高めるためには、ここでしか入手できないもの、経験できないこと存在が必要不可欠であります。本市には、魅力ある地域資源が数多く存在しており、これら地域資源を日常的、非日常的な場面で有効に活用していくことが必要です。また、商業機能においても、独自の専門技術を持った店舗の充実を図るとともに、魅力ある情報発信、サービスの提供などに取り組む必要があります。

③ エリアとしての連携

地権者や既存商業者はもとより、新規出店者や街なかでの市民活動、地域コミュニティ、公共公益施設などエリア全体で、活性化に向けた連携を進めるとともに、人のネットワーク構築を進める必要があります。

3. 便利な生活環境のもとで住み続けたい街（定住の促進）という視点からの課題

① 低未利用地の増加

エリア内には老朽化した木造家屋が密集する地区が残されており、空き地も増加傾向にあるなど、環境・防災などの面から、低・未利用地の対策・整備が必要です。

② 街なか居住に対応した安全・快適な生活環境

高齢者や障害者、子育て世代などに優しく、誰もが暮らし続けていけるように、生活環境の向上を図っていくことが必要とされ、また、歩行者と自転車双方にとって安全で快適な歩行空間の整備が必要です。

③ 便利で利用しやすい公共交通機関の環境整備

過度に自家用車に依存しない社会の実現は欠く事のできない視点であり、本市において高いポテンシャルを持つ公共交通機関をさらに利用しやすく、有効に機能させることが重要です。

（基本コンセプト及び基本方針）

第1期基本計画の検証及び中心市街地の現状分析と課題等を踏まえて、次のとおり第2期基本計画の基本コンセプト及び基本方針を定めます。

1. 基本コンセプト

魅力あるイベントの開催や多様なサービスを求めて人が街に集まり、都市機能が集約され、歩いて生活が充足することができる生活の利便性が高い中心市街地に、多くの人々が暮らし続けることをイメージします。

また、新たに整備される（仮称）久留米市総合都市プラザ（以下「総合都市プラザ」という。）を中心に、ヒト・モノ・コトの交流と情報の発信から新たな価値が生まれ、街全体に賑わいが広がっていくような街をイメージし、第2期久留米市中心市街地活性化基本計画の基本コンセプトを次のとおりとします。

**街に集い、街に暮らし
新たな価値を生み出すまち
“久留米”**

2. 活性化に関する基本方針の設定

第2期基本計画では、第1期基本計画の総括や市民ニーズ、社会的動向を踏まえ、第1期基本計画に掲げる目標「賑わいの創出」、「多様なサービスの提供」、「定住の促進」を継続しつつ、さらに総合都市プラザを核に生み出される新たな価値を加えることにより、さらなる中心市街地の活性化を目指し、三つの柱を基本方針とし、具体的な取り組みを展望していきます。

<基本方針1>

市民交流の場を広げ、多彩な活動を促進する

(賑わいの創出)

新幹線久留米駅が開業し、また、「文化芸術振興の拠点」、「広域交流促進の拠点」、「賑わい交流の拠点」、「六ツ門地区の商業拠点」として、全天候型の街なか広場を併せ持った総合都市プラザが整備されることから、他の街なかの様々な施設や空間も活用しながら、本市独自の資源を活用したイベントをはじめ、多様な主体による市民活動を促進し、季節や天候にかかわらず年間を通したヒト・モノ・コトの交流と情報の発信による賑わいづくりを目指します。

また、市民活動を行う多様な主体の有機的な連携を促進し、他にはない新たな賑わいの創出を目指します。

さらに、中心商店街による総合都市プラザの開業も見据えた日常的な賑わいの仕組みづくり仕掛けづくりを支援していきます。



<目標1> 来街者の増加と活発な市民活動による賑わいのある街



総合都市プラザ街なか広場イメージ



総合都市プラザ外観イメージ

＜基本方針 2＞

日々の生活と賑わい活動に対応した多様なサービスを提供する

(多様なサービスの提供)

街なか居住の推進や総合都市プラザの開業による集客効果を活かし、居住者や来街者のニーズを捉えた多様で魅力のある独自の商品やサービスなどの提供を中心商店街のエリア一体で取り組むことにより、街なかへの来街目的の拡大と、長い時間楽しく過ごすことが出来るまちを目指します。

また、空き店舗や空き地対策に合せ不足業種の解消にも努めるとともに、新たな担い手を育成するために、女性や若手をはじめとした起業家支援や繁盛店づくりを支援していきます。

さらには、子どもから高齢者まで全ての世代の人が安心して心地よく過ごせるコミュニティの役割を担った「人にやさしい商店街」づくりを推進し、その実現を目指します。



＜目標 2＞心地よく多様なサービスを受けられることができる街



空き店舗対策事業による出店店舗



中心市街地活性化推進イベント事業
(土曜夜市)

＜基本方針3＞

すべての世代が安全で快適に暮らせる環境を創出する （定住の促進）

未だ中心市街地に点在する低・未利用地を有効活用した都市型住宅の供給や商業、文化芸術、医療、福祉、生涯学習などの都市機能をさらに充実させ、魅力的で安全・快適な生活環境の整備を図り、街なか居住を引き続き推進していきます。

また、JR・西鉄両久留米駅を結ぶ都市軸を魅力ある都市景観の形成を図るとともに、安全で快適な歩行空間と自転車利用環境の整備を進めていきます。

さらに、高いポテンシャルを持つ公共交通の利便性を向上させることにより、誰もが暮らしやすい、暮らし続けていけるまちづくりを目指します。



＜目標3＞快適な生活環境のもとで、暮らしやすく住みたい街



JR 久留米駅前第1街区
市街地再開発事業

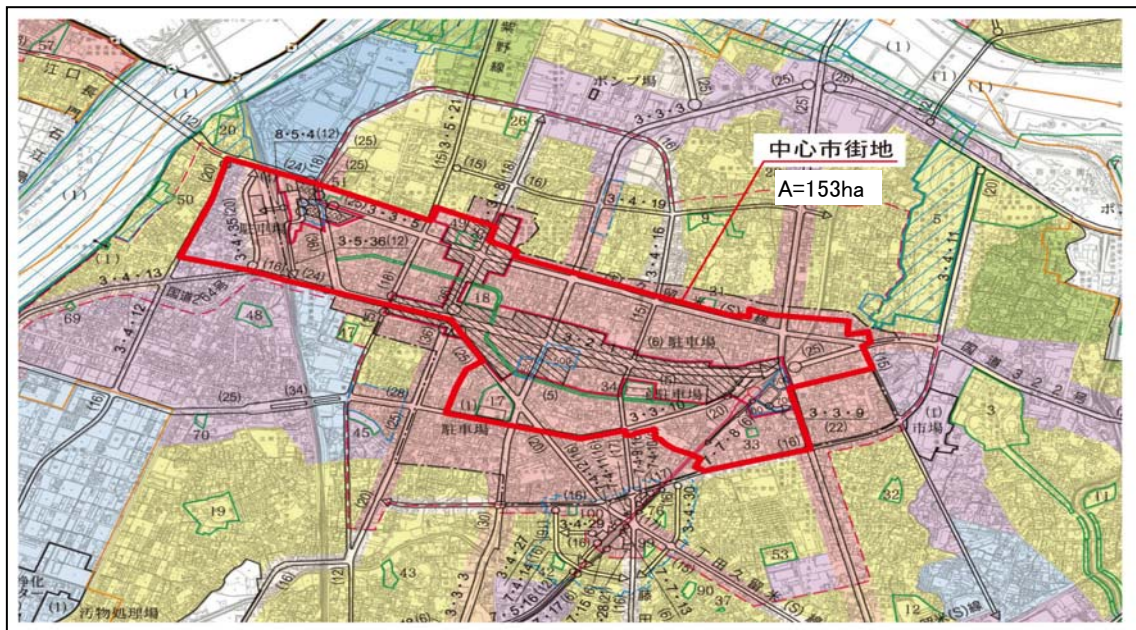


地域優良賃貸住宅助成事業

第2章 区域

中心市街地の区域は、「居住人口や都市機能等において、他の地域と比べて高い密度が保持されているなど各種取組が総合的かつ一体的に実施することが可能な範囲で定める」ようになっています。この考え方にに基づき、第1期基本計画では、居住人口や都市機能等が集中する商業地域を基本とし、交通拠点であるJR・西鉄両久留米駅を結ぶ都市軸を中心として設定しました。

第2期基本計画においても、コンパクトな拠点都市の形成を目指し、重点的に事業展開を図るため、第1期基本計画と同じ区域とします。



第3章 目標指標と数値目標の設定

計画期間を平成26年4月から平成31年3月までの5年間と設定し、前章の区域の中で各事業に取り組み、その成果としての達成状況を的確に把握するため、各分野ごとに目標指標と数値目標を設定します。

1. 「来街者の増加と活発な市民活動による賑わいのある街」づくり

(賑わいの創出)

目標指標①

第2期基本計画の期間中に開業予定である総合都市プラザや、これまでに整備された様々な施設、広場などを活用したイベントや市民活動による来街者の増加促進と回遊性の向上を図っていきます。そしてそれらの進捗状況を把握するため中心市街地における『歩行者通行量』を目標指標に設定します。

◆観測箇所

西鉄久留米駅周辺・六ツ門地区は、金融機関をはじめとする業務施設や、現在整備を進めている総合都市プラザや六ツ門図書館など都市福利施設が集約した地区です。また、商業においても、これまで久留米広域商業の拠点としてリードしてきた地区であり、2核1モール型の商業構造のなかに多くの商業店舗が集積していることから、中心市街地のなかでも特に、重点的に「賑わいの創出」を図る必要があります。

そのため、にぎわいを指標とする歩行者通行量は、西鉄久留米駅周辺・六ツ門地区に位置する中心商店街のなかのアーケード（ほとめき通り）と明治通りを中心とした10地点で観測を行います。

また、日常的な賑わいを観測するため、平日と休日の歩行者通行量の平均値を数値目標とします。



歩行者通行量調査地点

◆数値目標の考え方

第2期基本計画の期間中に開業を予定している総合都市プラザでは、コンサートをはじめ各種演劇や学会等のコンベンション、多彩なイベントなどの開催のほか、劇場施設を活用した練習や市民活動の発表の場となることから、市内外から多くの人々が訪れ、中心市街地への回遊性の向上が期待されます。

また、総合都市プラザ開業との相乗効果を図るため、これまでに整備された様々な施設や広場を活用したイベントや市民活動を強化するとともに、第1期基本計画で取り組んでいた街なか居住を引き続き推進することから、新たな来街者や居住者の増加も見込まれます。

以上の事業効果により、中心市街地10地点での歩行者通行量を、現在の35,680人から50,000人とすることを数値目標とします。

中心市街地の歩行者通行量	
平成24年（基準年）	35,680人
平成30年（目標年）	50,000人

目標指標②

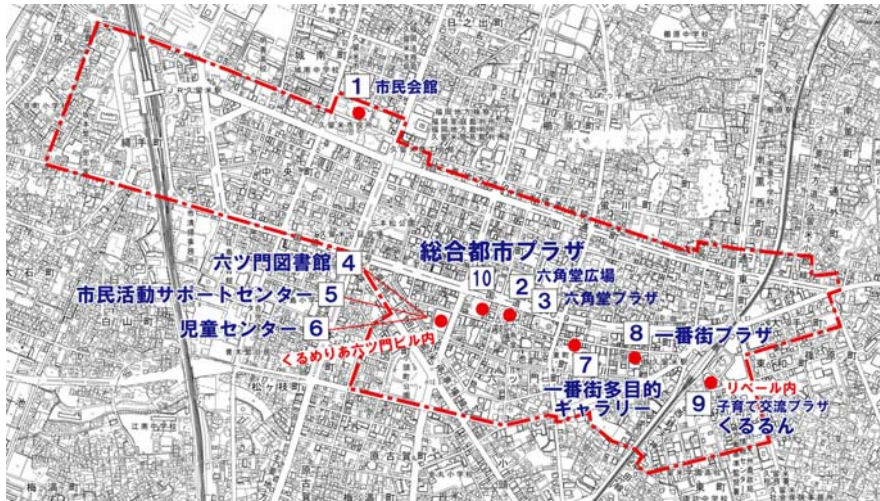
総合都市プラザや他の様々な施設・空間等を活用し、多様な主体による市民活動によって賑わいの創出を目指しており、各施設の利用状況を把握するため、中心市街地の『交流施設の利用者数』を目標指標に設定します。

◆対象施設

西鉄久留米駅周辺・六ツ門地区に位置する中心商店街のなかに点在する公共交流施設や、第2期基本計画の期間中に開業を予定している総合都市プラザなどを対象施設とします。

- ①市民会館
 - ②六角堂広場
 - ③六角堂プラザ
 - ④六ツ門図書館
 - ⑤市民活動サポートセンター
 - ⑥児童センター
 - ⑦一番街多目的ギャラリー
 - ⑧一番街プラザ
 - ⑨子育て交流プラザくるるん
- ⑩総合都市プラザ

※①～③については、その機能を
⑩総合都市プラザへ引き継ぐ



交流施設の位置

◆数値目標の考え方

文化芸術振興機能、コンベンション機能、街なか賑わい交流機能、魅力ある商業機能の4つの機能を備えた総合都市プラザには、全天候型の街なか広場も整備されることから、年間約61万人の利用者が見込まれています。

この総合都市プラザ開業との相乗効果を最大限に活用するため、これまでに整備を行った、六ツ門図書館や市民活動サポートセンター（くるめりあビル六ツ門）、一番街多目的ギャラリーなどの各施設を活用した市民活動への支援や、各種市民団体や周辺商店街との連携を深めることにより利用者の増加を図ります。

以上の事業効果により、9つの施設を利用していた交流施設利用者数を現在の660,095人から1,000,000人とすることを数値目標とします。

交流施設の利用者数	
平成24年（基準年）	660,095人
平成30年（目標年）	1,000,000人

2. 「心地よく多様なサービスを受けることができる街」

（多様なサービスの提供）

目標指標③

空き店舗や空き地の増加は中心商店街や中心市街地のイメージを悪化させ、さらなる来街者の減少につながるなど、商店街の衰退の目安となります。

また、一方で、営業店舗が多いほど多様なサービス向上につながることから、『**空き店舗率**』を目標指標に設定します。

◆対象区域

西鉄久留米駅周辺・六ツ門地区に位置する中心商店街は2核1モールで構成されており、約800mの間には多くの商業店舗が集積しています。この中心商店街は、10商店街から組織されており、この10商店街内にある店舗について空き店舗率の調査を行います。



中心商店街の構成

◆数値目標の考え方

平成24年度末時点での空き店舗の状況は、総店舗数336店舗に対して空き店舗が67店舗あり、19.9%の空き店舗率となっています。第2期基本計画において、「空き店舗対策事業」や「まちなか起業家支援事業」などを行うことにより空き店舗の解消を図っていきます。

また、六ツ門地区に総合都市プラザが開業することから、プラザ施設内への商業施設への出店と、開業効果によって周辺商店街での空き店舗を活用した新たな出店が見込まれています。

以上の事業効果により、中心商店街の空き店舗率を現在の19.9%から14.0%とすることを数値目標とします。

中心商店街の空き店舗率	
平成24年（基準年）	19.9%
平成30年（目標年）	14.0%

3. 「快適な生活環境のもとで、暮らしやすく住みたい街」

(定住の促進)

目標指標④

誰もが暮らしやすく住みたい街として、徒歩圏内で多様なサービスを受けることができる都市機能が集約された中心市街地への居住推進を図ります。

その進捗状況を把握するため、中心市街地の『**居住人口**』を目標指標に設定します。

◆数値目標の考え方

第2期基本計画期間内に、中心市街地内で計画されている優良建築物等整備事業による再開発や地域優良賃貸住宅助成事業などへの支援を行うことにより、街なかでの都市型共同住宅の整備が見込まれるとともに、合わせて民間による共同住宅整備が見込まれます。

以上の事業効果により、街なか居住人口を現在の14,786人から16,000人とすることを数値目標とします。

中心市街地の居住する人口	
平成24年（基準年）	14,786人
平成30年（目標年）	16,000人

第4章 市街地の整備改善のための事業

中心市街地の整備にあたっては、都市発展の主軸をこれまでの経済性、効率性を追求した拡大成長型の都市づくりから、生活空間としての都市の形成へ移行していくために、都市空間や生活空間の質的充実、中長期的な人口減少社会を見据えたコンパクトな都市づくりを進めます。

また、街なか居住の促進と合わせ、歩いて暮らせる環境整備として、歩行空間や自転車利用環境の改善、公共交通の利便性向上を図っていきます。

【公共が行う主な事業】

- ・ シンボルロード整備事業
- ・ バリアフリー歩行空間ネットワーク事業
- ・ 自転車走行空間整備事業

【民間が行う主な事業】

- ・ 六ツ門8番街地区第一種市街地再開発事業
- ・ 新世界地区（第二期工区）優良建築物等整備事業
- ・ （仮称）銀座地区優良建築物等整備事業

第5章 都市福利施設を整備する事業

総合都市プラザを、第2期基本計画における核となる施設と位置づけ、積極的に事業を推進するとともに、施設活用を図っていきます。

また、中心市街地に集約された施設を活用しながら都市機能を充実させ、暮らしやすい環境の整備を進めるとともに、総合都市プラザとの相乗効果を図り、賑わいのある街づくりを進めていきます。

【公共が行う主な事業】

- ・ 六ツ門8・9番街地区暮らし・にぎわい再生事業（総合都市プラザ事業）

【民間が行う主な事業】

- ・ 六ツ門8番街地区第一種市街地再開発事業（再掲）
- ・ 高等教育コンソーシアム久留米サテライトキャンパス運営事業

第6章 街なか居住を促進する事業

コンパクトな都市づくりの実現のため、中心市街地に点在する低・未利用地の有効活用した都市型住宅の供給や商業、雇用、文化芸術、医療、福祉などの都市機能をさらに充実させ、魅力的で、安全快適な生活環境の整備を行うなど、さらなる中心市街地の街なか居住の促進を図り、賑わいや活動の基となる定住人口の増加を図っていきます。

【公共が行う主な事業】

- ・ 地域優良賃貸住宅助成事業
- ・ 街頭防犯カメラ設置事業

【民間が行う主な事業】

- ・ 新世界地区（第二期工区）優良建築物等整備事業（再掲）
- ・ （仮称）銀座地区優良建築物等整備事業（再掲）

第7章 商業の活性化のための事業

来街者、居住者のニーズを捉えたサービスの提供、店舗の誘致、新たな担い手の育成などを図るとともに、多様な主体によるヒト・モノ・コトの交流と情報の発信による賑わいづくりを進めます。

また、全ての世代が安心して心地よく過ごせるコミュニティの役割を持った「人にやさしい商店街」の構築と必要な環境、空間の創出を進めます。

【公共が行う主な事業】

- ・ 六ツ門8・9番街地区暮らし・にぎわい再生事業（総合都市プラザ事業）（再掲）
- ・ （仮称）久留米市総合都市プラザ開館記念等事業
- ・ （仮称）久留米市総合都市プラザ機運醸成事業
- ・ 中心市街地商店街空き店舗対策事業

【民間が行う主な事業】

- ・ 六ツ門8番街地区第一種市街地再開発事業（再掲）
- ・ 中心市街地活性化協議会マネジメント事業
- ・ B級グルメの聖地（まち）事業
- ・ We Love 久留米協議会の活動の推進
- ・ ICカード導入検討事業

第8章 公共交通の利用促進等の事業

持続可能なまちづくりに向け、過度に自家用車に依存しない社会の実現を目指し、誰もが乗り降りしやすい低床バスの導入やバス停の高規格化、バス情報案内の充実などの公共交通機関の環境整備などを進めます。

【主な事業】

- ・ 低床バス導入事業
- ・ ICカード導入検討事業（再掲）

◇ 事業の実施箇所

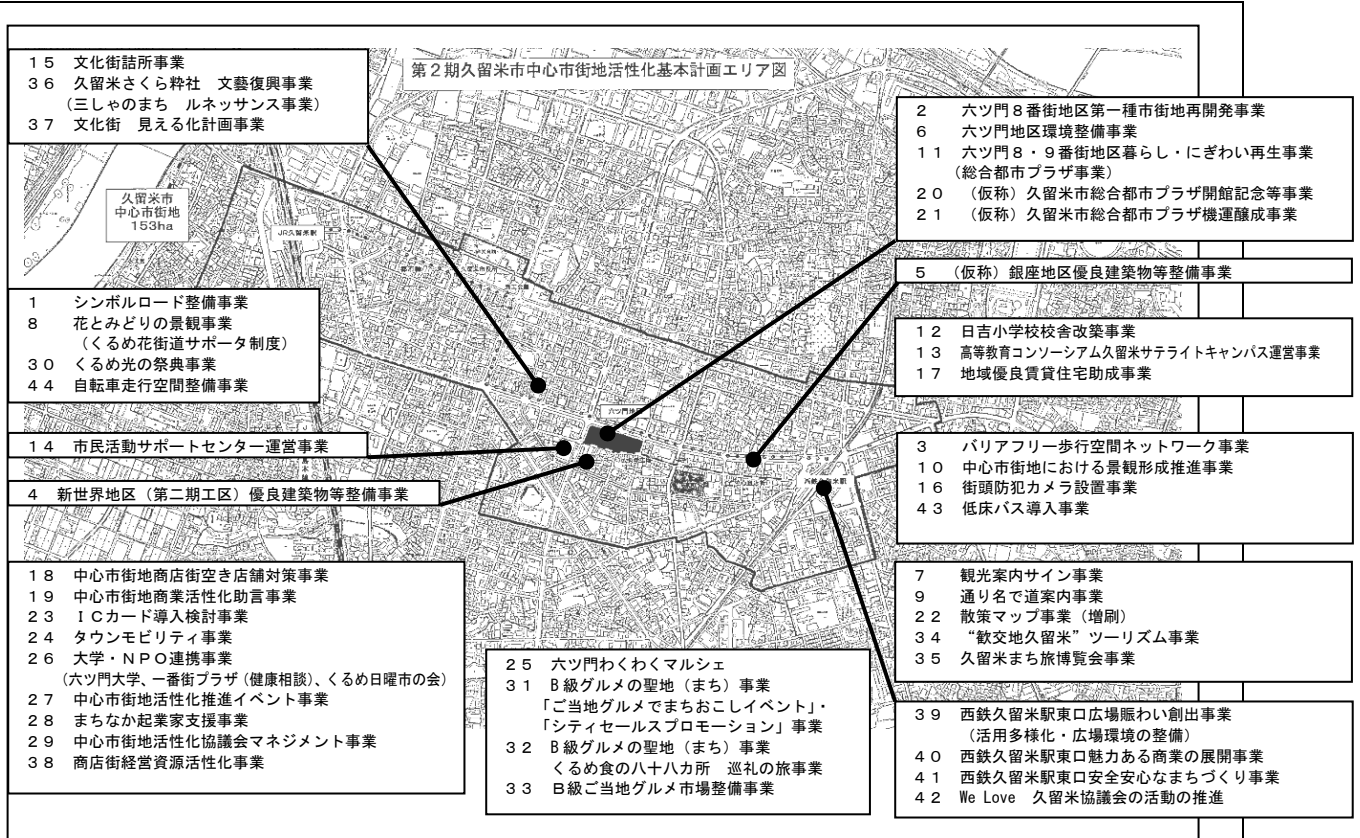


図 事業実施箇所の位置

第2期久留米市中心市街地活性化基本計画 実施予定事業

番号	事業名	番号	事業名
1	シンボルロード整備事業	23	ICカード導入検討事業
2	六ツ門8番街地区第一種市街地再開発事業	24	タウンモビリティ事業
3	バリアフリー歩行空間ネットワーク事業	25	六ツ門わくわくマルシェ
4	新世界地区(第二期工区)優良建築物等整備事業	26	大学・NPO連携事業 ①六ツ門大学②一番街プラザ(健康相談)③くろめ日曜市の会
5	(仮称)銀座地区優良建築物等整備事業	27	中心市街地活性化推進イベント事業
6	六ツ門地区環境整備事業	28	まちなか起業家支援事業
7	観光案内サイン事業	29	中心市街地活性化協議会マネジメント事業
8	花とみどりの景観事業(くろめ花街道サポータ制度)	30	くろめ光の祭典事業
9	通り名で道案内事業	31	B級グルメの聖地(まち)「ご当地グルメでまちおこしイベント」・「シティセールスプロモーション」事業
10	中心市街地における景観形成推進事業	32	B級グルメの聖地(まち)くろめ食の巡礼八十八ヶ所 巡礼の旅事業
11	六ツ門8・9番街地区暮らし・にぎわい再生事業(総合都市プラザ事業)	33	B級ご当地グルメ市場整備事業
12	日吉小学校校舎改築事業	34	“歓交地久留米”ツーリズム事業
13	高等教育コンソーシアム久留米サテライトキャンパス運営事業	35	久留米まち旅博覧会事業
14	市民活動サポートセンター運営事業	36	久留米さくら絆社 文藝復興事業(三しゃのまち ルネッサンス事業)
15	文化街詰所事業	37	文化街 見える化計画事業
16	街頭防犯カメラ設置事業	38	商店街経営資源活性化事業
17	地域優良賃貸住宅助成事業	39	西鉄久留米駅東口広場賑わい創出事業(活用多様化・広場環境の整備)
18	中心市街地商店街空き店舗対策事業	40	西鉄久留米駅東口魅力ある商業の展開事業
19	中心市街地商業活性化助言事業	41	西鉄久留米駅東口安全安心なまちづくり事業
20	(仮称)久留米市総合都市プラザ開館記念等事業	42	We Love 久留米協議会の活動の推進
21	(仮称)久留米市総合都市プラザ機運醸成事業	43	低床バス導入事業
22	散策マップ事業(増刷)	44	自転車走行空間整備事業

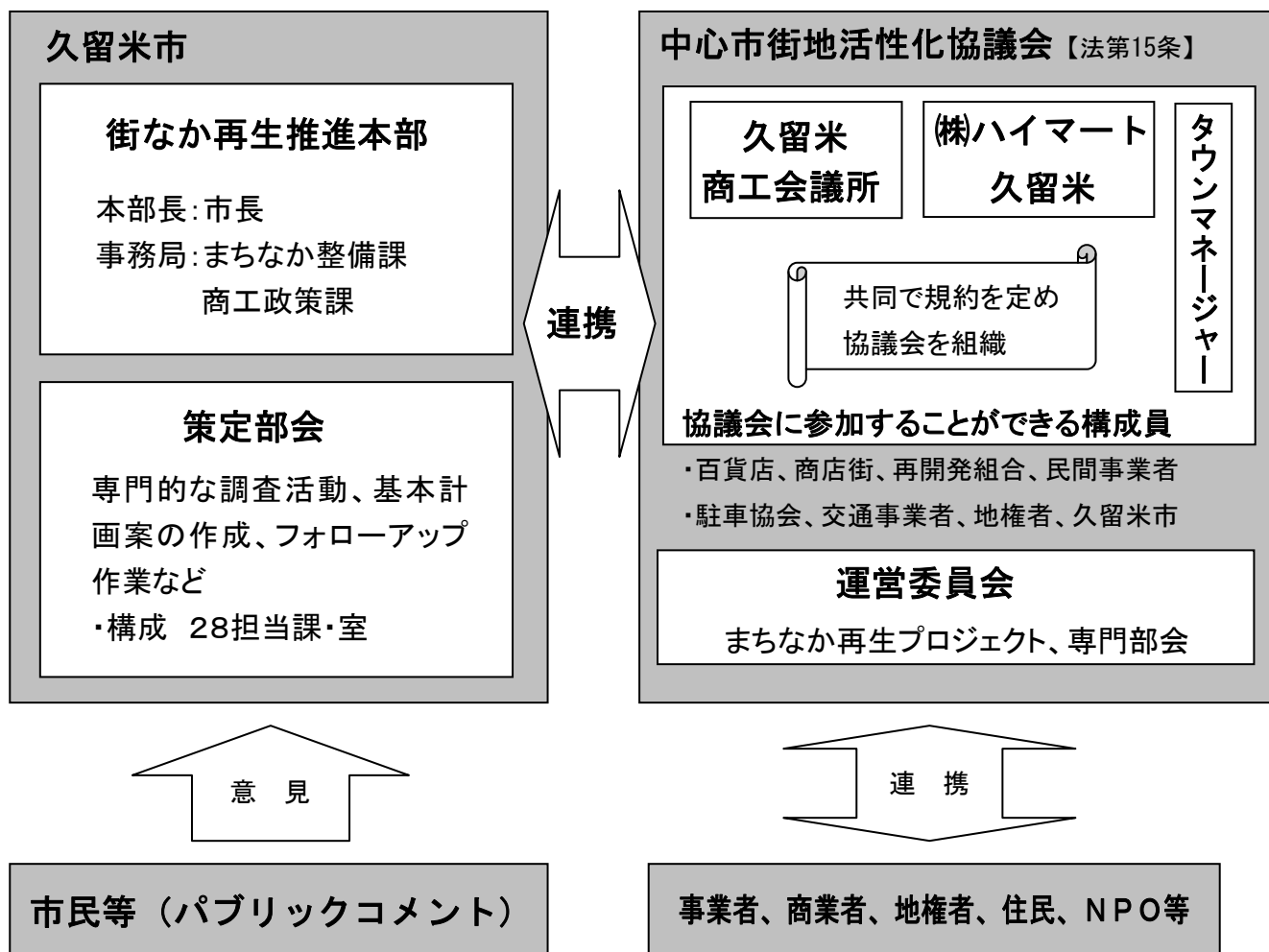
*この事業は、案のため変更になる場合があります。

第9章 事業の推進体制

久留米市では、平成18年7月に「街なか再生推進本部」を設置して基本計画の策定やフォローアップなどの作業を進めています。

また、同年8月に久留米商工会議所と(株)ハイマート久留米が中心となり「久留米市中心市街地活性化協議会」を設置し、民間事業の集約と活性化事業全般についての総合調整を行っています。

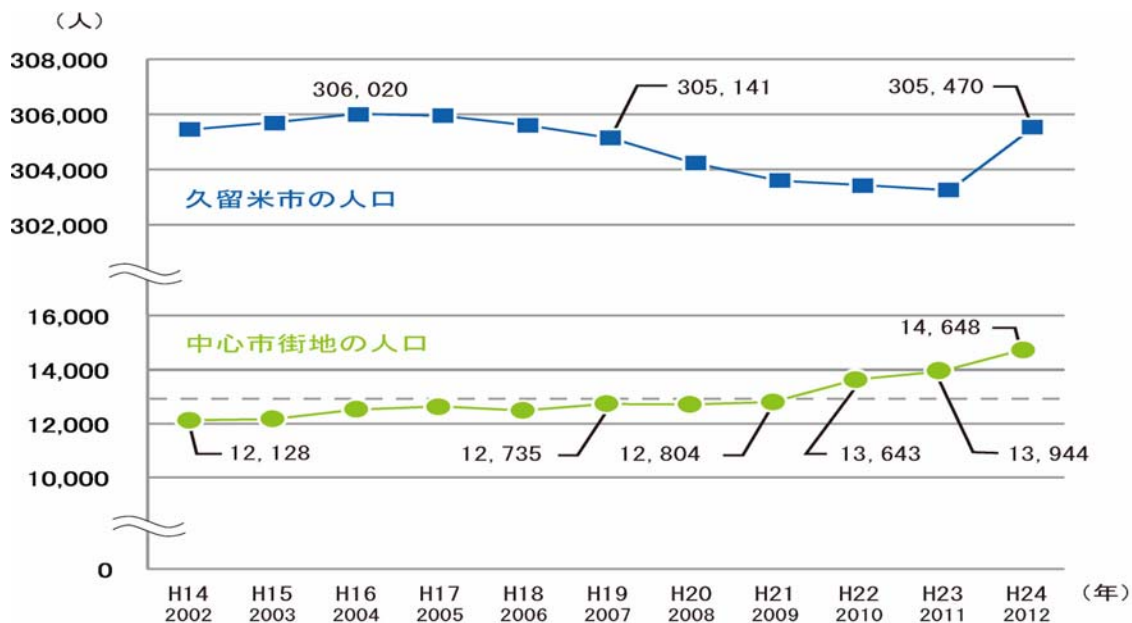
この2組織が連携を密にして各事業の推進を行っています。



【参考データ】

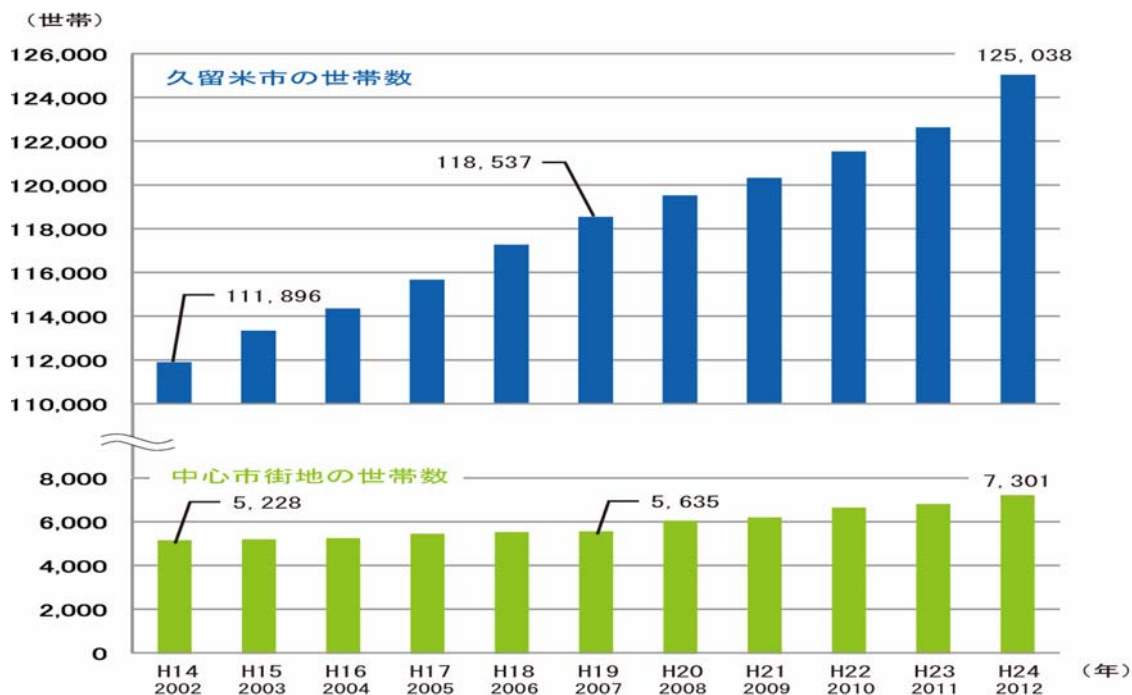
中心市街地の現状

(1)人口の推移



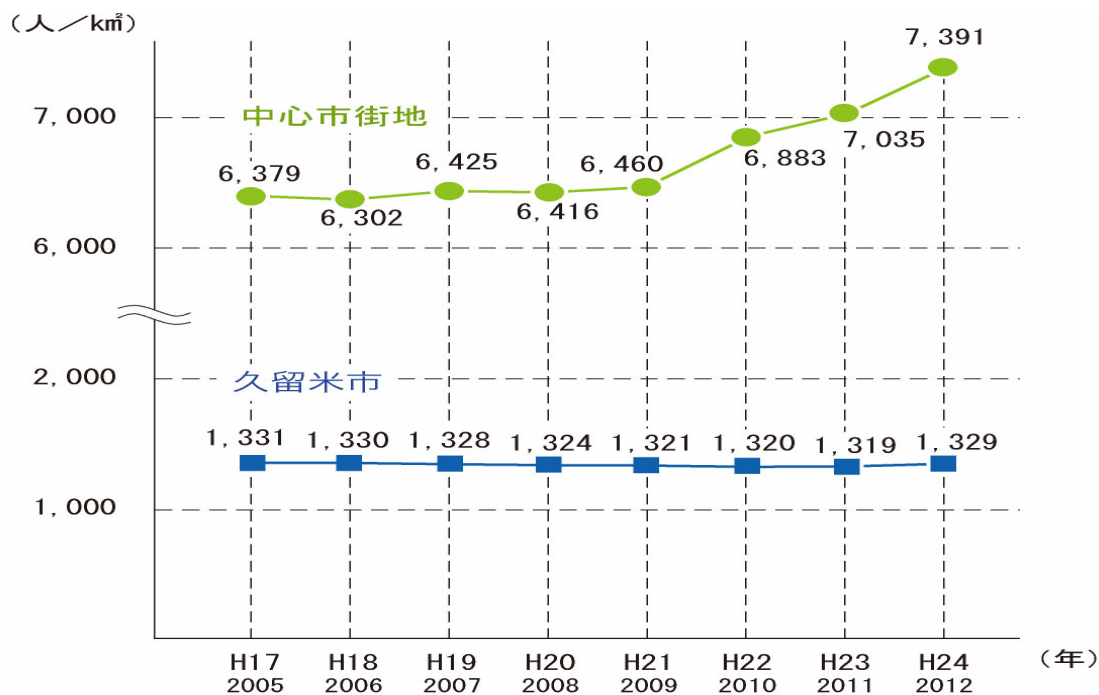
法改正に伴い平成 24 年 7 月より公表人口は外国人含む／中心市街地は 12 町の計
住民基本台帳（各年 10 月 1 日）

(2)世帯数の推移



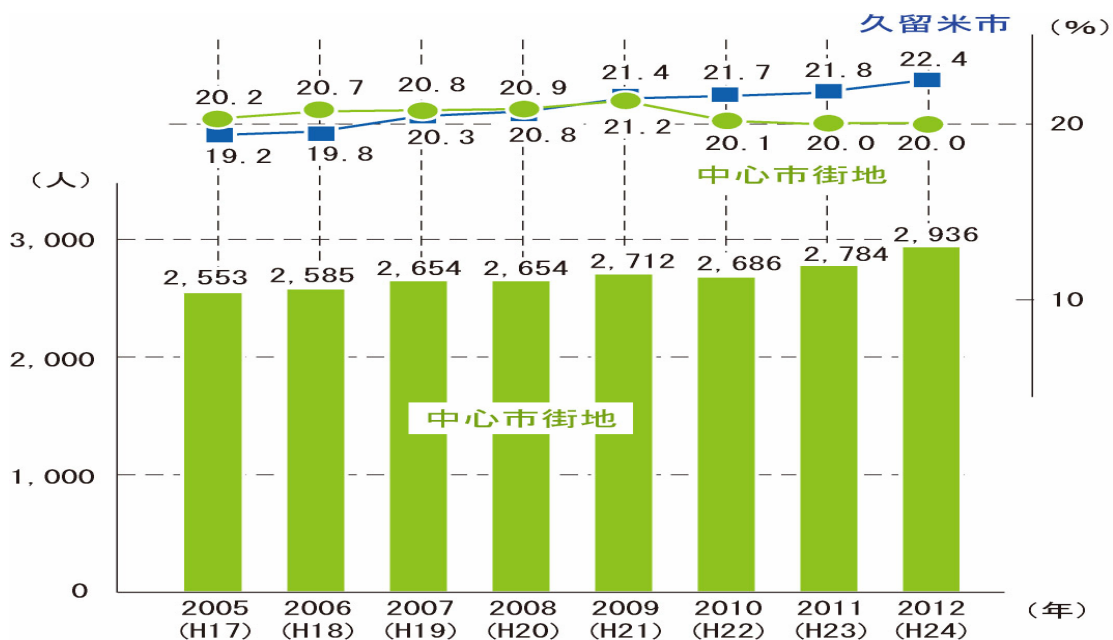
法改正に伴い平成 24 年 7 月より公表人口は外国人含む／中心市街地は 12 町の計
住民基本台帳（各年 10 月 1 日）

(3) 人口密度の推移



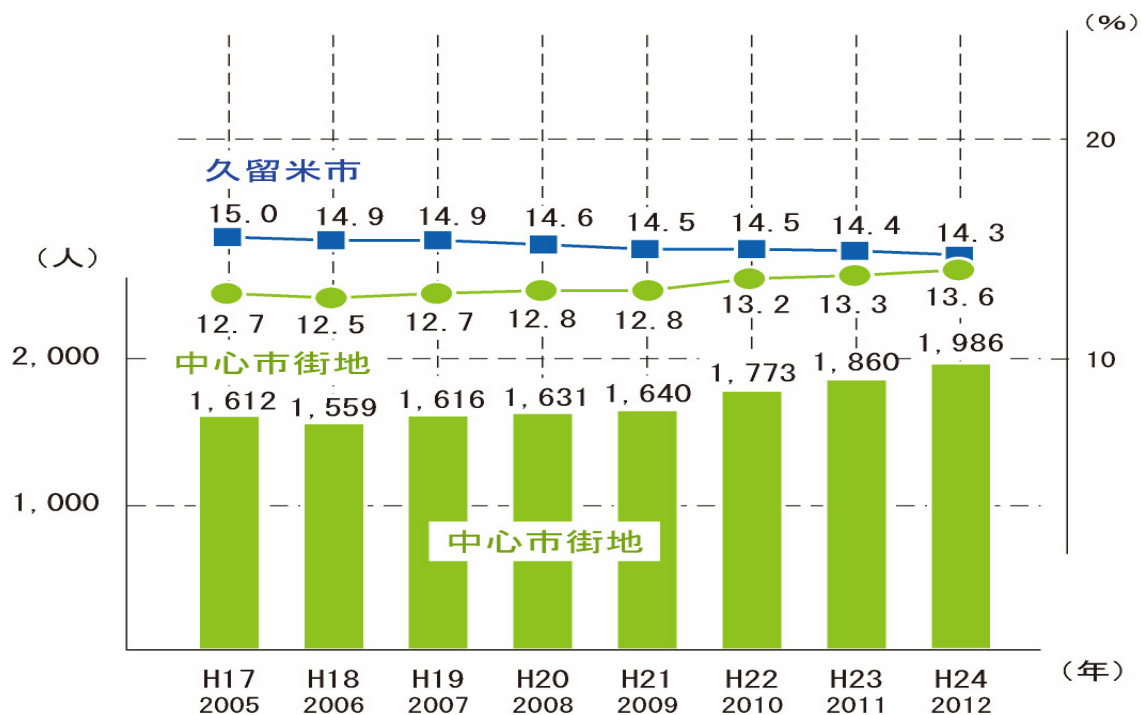
法改正に伴い平成 24 年 7 月より公表人口は外国人含む／中心市街地は 12 町の計
住民基本台帳（各年 10 月 1 日）／面積は市総務部総務課

(4) 高齢者人口と高齢者人口割合の推移



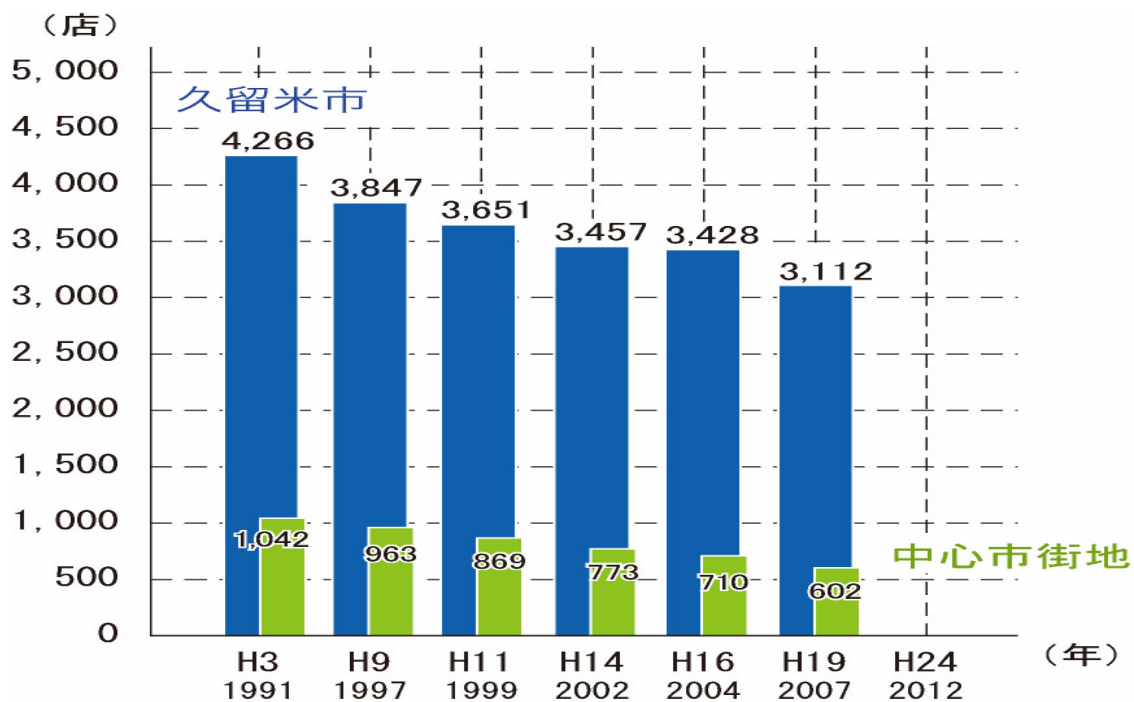
法改正に伴い平成 24 年 7 月より公表人口は外国人含む／中心市街地は 12 町の計
住民基本台帳（各年 10 月 1 日）

(5) 年少人口と年少人口割合の推移



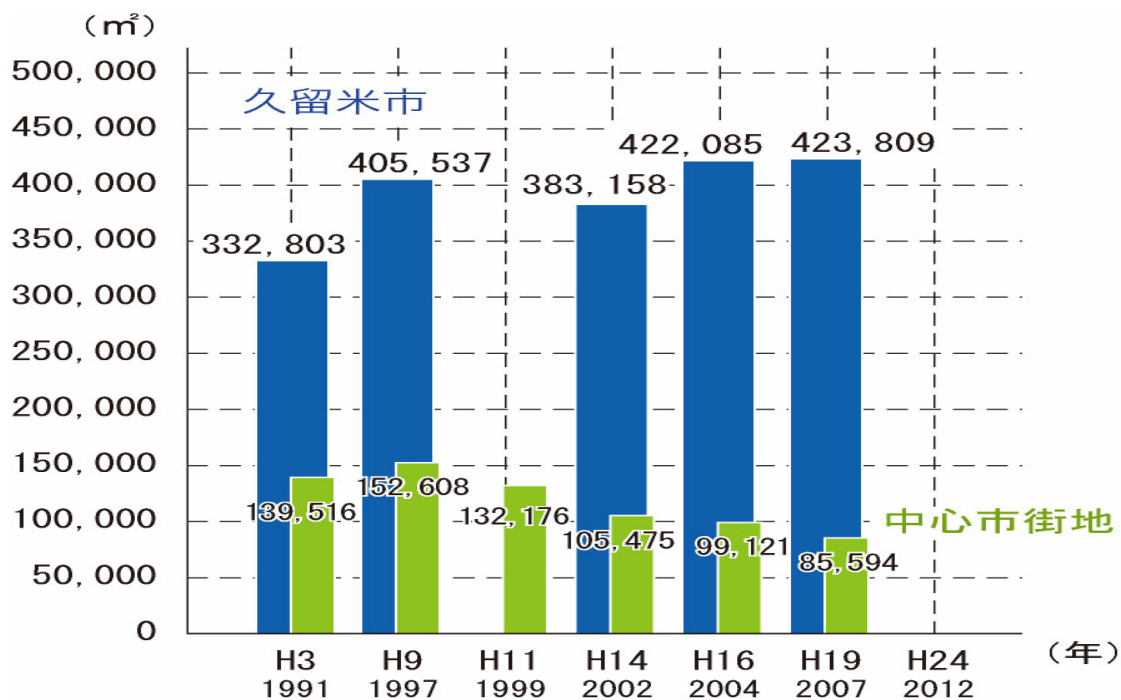
法改正に伴い平成 24 年 7 月より公表人口は外国人含む／中心市街地は 12 町の計
住民基本台帳 (各年 10 月 1 日)

(6) 店舗数の推移



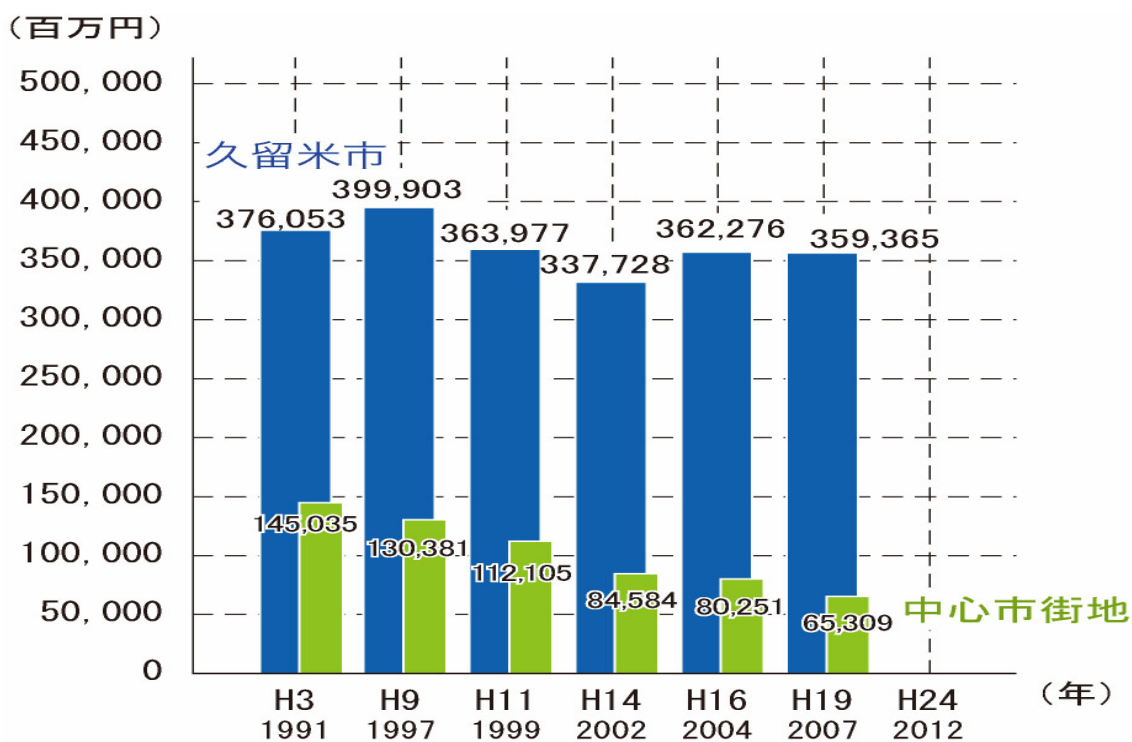
商業統計調査／中心市街地は 12 町計

(7) 売場面積の推移



商業統計調査／中心市街地は 12 町計

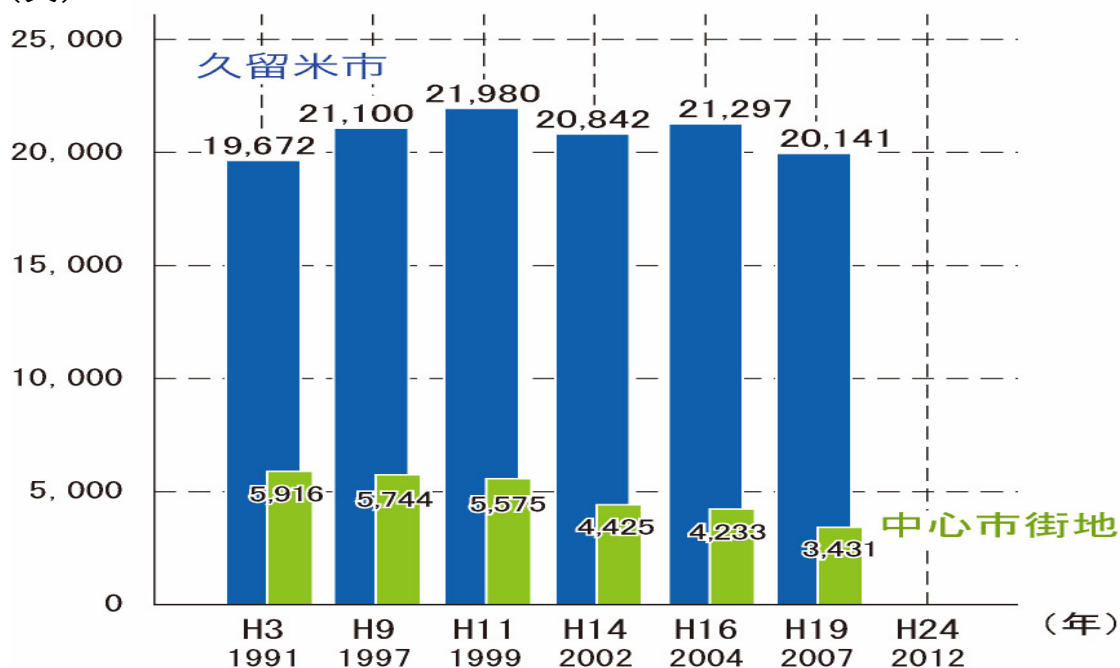
(8) 年間販売額の推移



商業統計調査／中心市街地は 12 町計

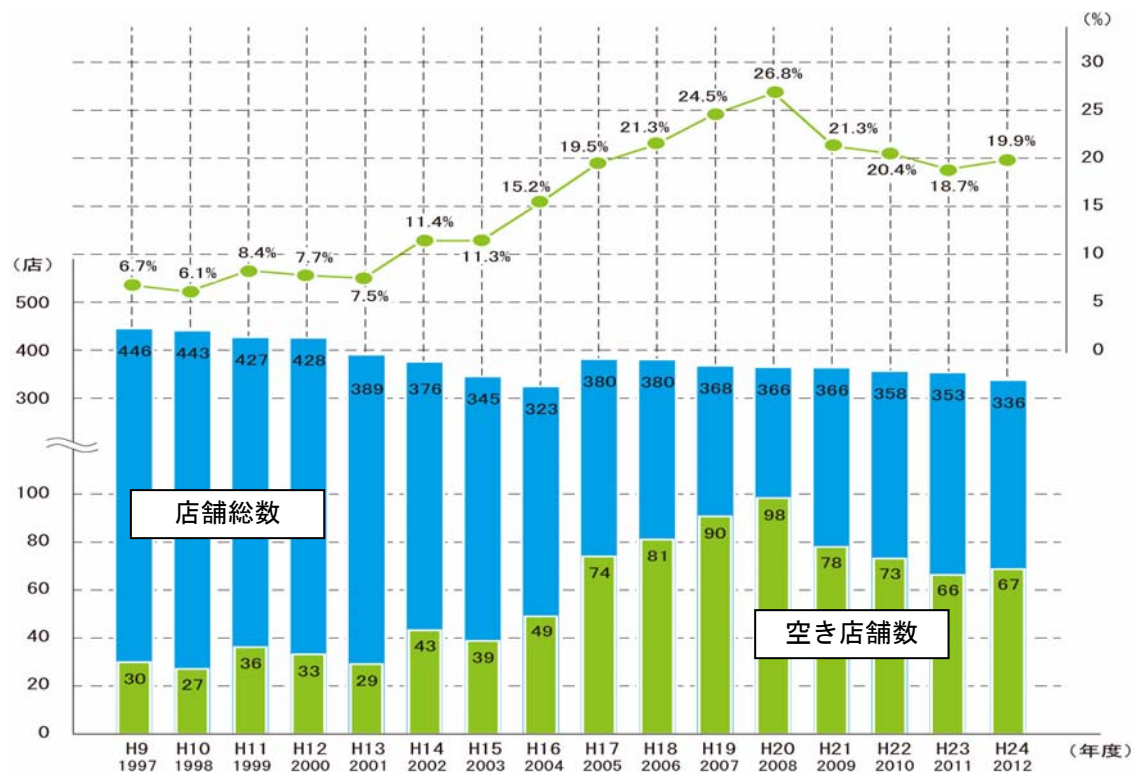
(9) 従業者数の推移

(人)



商業統計調査／中心市街地は12町計

(10) 空き店舗の推移



久留米市調査 (平成17年までは久留米商工会議所調べ)